

医療の質・安全学会 代議員選出規程

第1章 総則

(総則)

第1条 医療の質・安全学会（以下、本会と略記）の代議員は、本会の定款に定めることのほかは、この規程によって選出する。

第2章 代議員の選出

(代議員の選出)

第2条 代議員は、候補者に対する、正会員の無記名投票によって選出する。

(選挙管理委員会)

第3条 代議員の選挙（以下選挙と略記）を管理するため、本会に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会の委員は、理事長が指名し、理事会の承認を得て委嘱する。

3 選挙管理委員会は、5名の正会員によって構成する。

4 選挙管理委員会の委員となる者は選挙に立候補することができない。

5 選挙管理委員会は、委嘱の際に指定された時点をもって、その委嘱を解かれる。

(代議員の定数の決定)

第4条 代議員の定数は改選のつど理事会において決定し、選挙管理委員会が、これを有権者に公示する。

(有権者)

第5条 有権者は、理事会が定める所定の期日の午後5時（必着）までに、当該会計年度までの会費の全額が本会の会計に入金したことを選挙管理委員会が確認した正会員とする。

(有権者名簿)

第6条 選挙管理委員会は、有権者名簿を作成し、理事会が定める所定の期日までに各会員に通知し、有権者の確認を行なう。

(有権者名簿に対する異議)

第7条 有権者は、有権者名簿に脱漏又は誤記があると認めたときは、所定の期日までに、選挙管理委員会に異議の申立をすることができる。

2 選挙管理委員会は、その異議が正当であるかどうかを速やかに確認し、その結果を、必要な範囲において、関係者に報告する。

(選挙管理委員会による有権者名簿の訂正)

第8条 選挙管理委員会は、有権者名簿に脱漏又は誤記があると認めたときは、有権者名簿を訂正し、その旨を有権者に通知する。

(選挙の公示)

第9条 選挙管理委員会は、有権者に対して、選挙の実施を公示する。

2 選挙の公示は、機関紙「医療の質・安全学会誌」及びホームページ上で行い、有権者の確認、代議員の定数、投票および開票の日程、開票場所、候補者の確認および候補者の推薦に関する規定、選挙広報に掲載する事項細目を明記する。

3 選挙管理委員会は、定められた期間、候補者の推薦状況（誰が候補者として推薦されているかその状況）を、適時、ホームページ上に公示する。

(候補者)

第10条 有権者は、代議員の候補者（以下、候補者と略記）になることができる。

2 候補者になろうとする者は、あらかじめ選挙管理委員会が定める所定の期間内に到着するよう、書留郵便によって、その旨を選挙管理委員会に届け出なければならない。

(候補者の推薦)

第11条 有権者は、別の有権者を候補者として、20名を上限として推薦することができる。

- 2 有権者が候補者を推薦しようとするときは、あらかじめ推薦しようとする者の承諾を得て、選挙管理委員会が定める所定の期間内に到着するよう、書留郵便によって、その旨を選挙管理委員会に届け出なければならない。

(候補者の届出事項)

第12条 前2条のそれぞれ第2項に定める届出は、所定の用紙を用いて行い、必要な事項を記載しなければならない。

(選挙広報)

第13条 選挙管理委員会は、選挙期間中、候補者の氏名、所属する施設名・部署名、職位、職種、所属都道府県名及び医療の質・安全に関わる特記事項を記載した選挙広報を作成し、正会員に周知する。

(代議員の投票)

第14条 投票は、有権者が候補者のなかから適任と思う者を、20名を上限として選び、投票用紙に指定された方法で記載する。

- 2 投票用紙を投票用封筒に入れて封をした上、さらに返送用封筒に入れて、所定の期間内に到着するように郵送する。
- 3 投票用紙は無記名とする。投票用封筒は無記名とするが、返送用封筒には投票する者の住所、氏名ならびに会員番号を記載する。

(開票)

第15条 開票は、選挙管理委員会がこれを行う。

- 2 開票は選挙管理委員会が公示に記載した期日に、記載した場所で、選挙管理委員会委員の半数以上の出席のもとで行う。
- 3 開票は希望する会員に公開する。
- 4 開票の集計票には、開票を行った選挙管理委員長が署名する。

(投票の無効)

第16条 次の各号の投票は、これを無効とする。

- 1) 所定の投票用紙を使用しなかったもの。
- 2) 候補者でない者の氏名を記載したもの。
- 3) 規定以上の氏名を記載したもの。
- 4) 候補者の氏名以外の事項を記載したもの。ただし、職業、身分又は敬称等を記入したものは有効とする。
- 5) 記載した氏名を確認できないもの。
- 6) 返送用封筒に投票する者の住所、氏名ならびに会員番号の記載がないもの。
- 7) 所定の期日までに到着しなかったもの。

(当選の決定)

第17条 代議員は、得票数の多い順に、順次理事会で決定した定数までの候補者を当選者とする。

- 2 得票数が同数の候補者があるときは、候補者の正会員としての入会期間順にその順位を決定する。入会期間が同じ場合は、選挙管理委員会による抽選で決定する。
- 3 選挙管理委員会は、選挙の結果を速やかに公告する。

(選任の決定)

第18条 当選者は、選挙結果の公告をもって、代議員に選任されるものとする。

(欠員の補充)

第19条 代議員に、定款に定める定員の下限を下回るような欠員を生じたときは、理事長は、理事会の決議を経て、選挙における次点者を、代議員として補充するものとする。

- 2 選挙における次点者の得票数が同数のときは、候補者の正会員としての入会期間順に補充者を決定する。入会期間が同じ場合は、選挙管理委員会による抽選で決定する。
- 3 前項の規定によって代議員を補充したときは、理事長は、速やかにこれを公示する。

(選挙の疑義)

第20条 有権者は、代議員の選挙に関して疑義がある時は申し出ることができる。

- 2 選挙管理委員会は、疑義の申し出に対し、疑義解消に向けて審議する。

第3章 規程の改定及び廃止

(規程の改定及び廃止)

第21条 この規程は、理事会の議を経て、社員総会の決議によって、改定又は廃止することができる。

(付則)

1. この規程は平成26年4月1日から施行する。